

高次脳機能障がいの方に関する資料

高次脳機能障がいのある方にご対応される際に必要と思われる情報を場面ごとにまとめました。

*知りたい内容から①～⑪の項目を選び、スクロールしてご覧ください。
(番号や項目をクリックしても移動しません。)

○仕事について

在職・休職している

- | | |
|-------------------------|-------|
| すでに仕事をしているがうまくいっていない | ①在職支援 |
| 退院後すぐに復職、外来中でもうすぐ復職する | ②復職支援 |
| 退院後療養期間をとる、復職期限まで半年以上ある | ③復職準備 |

在職していない

- | | |
|------------------|--------|
| 今後働きたいと希望がある | ④就労準備 |
| 今後働くつもりはない | ⑤利用先 |
| 65歳以上で働きたいと希望がある | ⑧65歳以上 |

○生活面について

- | | |
|------------------|--------|
| 在宅での利用先を探している | ⑤利用先 |
| ひとり暮らし、一人の時間が心配 | ⑥単身生活 |
| 常時介護が必要な重度後遺症がある | ⑦重症者 |
| 入所先を探している | ⑦重症者 |
| 65歳以上 | ⑧65歳以上 |

○その他

- | | |
|----------------------|---------|
| 自動車運転再開について検討している | ⑨自動車運転 |
| あいあいセンターの自立訓練を検討している | ⑩あいあい訓練 |
| 障がい福祉サービスの利用を検討している | ⑪障がい福祉 |

各項目に紹介する事例は、よくあるケースをもとにした架空事例です。

① 在職支援

すでに仕事をしているがうまくいっていない方

- 就労上の問題を聞き取り、問題の原因を検討します。
(必要時には神経心理学的検査を行ないます)
- 以下の順に対応を考えます。
 - ①本人ができる工夫を取り入れる(メモ、見直しなど)。
 - ②会社に障がいの状態を説明して配慮を依頼する。
 - ③就労支援機関に相談や支援に入ってもらう。
 - ④退職して別の働き方を検討する。
- 障がい者手帳や障害年金の申請についても検討します。

障がい者手帳は以下のメリットがあります。

- ・会社の障害者雇用率に影響する。
- ・退職した際の雇用保険受給期間が長くなる。
- ・就労支援機関の支援が受けやすい。

障害年金を受給できると、働き方を広げて考えることができます。

○就労支援機関に相談することで、職場との調整に入ってもらえたり、職業評価やジョブコーチ支援などを受けられたりすることがあります。

就労支援機関

- ・福岡市障がい者就労支援センター (市内在住か市内企業勤務の方のみ)
- ・福岡障害者職業センター (公務員の方の支援はできません)
- ・障害者就業・支援センター (県内に13カ所あります)

事例

50代。脳梗塞。入院中に身体麻痺は改善。軽度の注意障がいや遂行機能障がいがあったが、営業から内勤に変わることを条件に退院後に復職した。

最初は配慮してもらっていたが、上司の異動で本人の状況を把握している人がいなくなり、徐々に業務量が増大。ミスが続くなど仕事でトラブルが出現したことで気分が落ち込み、職場の勧めで精神科を受診した。

精神科からあいあいセンターを紹介され受診された。評価を行い、その結果から精神障害者保健福祉手帳を取って就労支援を受けることにした。会社に本人の状況を説明した上で、ジョブコーチ支援を開始することになった。仕事の内容やスケジュールを見直しを行うとともに手順書を作ることで仕事がしやすくなった。役職を外れ給与は下がったが、障害年金3級を受給することで、経済的には大きな問題は生じなかった。



このように就職後にうまくいかなかったという相談をあいあいセンターでは、年間10件程度受けています。

②復職支援

退院後すぐに復職する方、外来中でもうすぐ復職する方

○リハビリでは、復職に向けた評価や訓練を行います。模擬的な作業を行うことで、ミスやスピード、疲労などの状態を確認し、必要な代償手段が使えるようにするようしていきます。

○高次脳機能障がいには症状を認識しにくいいため、まず本人ご家族と職場の方に話す内容を確認した上で、職場の方との話の機会を作ります。職場との話の際には、ご本人の状態や配慮点を説明するとともに、業務内容や職場環境を確認し、試し入社、時短勤務、業務内容や量の見直し、配置転換、ジョブコーチ支援などが可能か具体的に検討します。

○就労支援機関に相談することで、職場との調整に入ってもらえたり、職業評価やジョブコーチ支援などを受けられたりすることがあります。

就労支援機関

- ・福岡市障がい者就労支援センター（市内在住か市内企業勤務の方のみ）
- ・福岡障害者職業センター（公務員の方の支援はできません）
- ・障害者就業・支援センター（県内に13カ所あります）

○復職後に問題が出現することがあります。一定期間フォローアップをすることで、早めの介入ができます。

事例

40代。脳出血。リハビリで改善したものの軽度の左片麻痺と左半側空間無視が残存した。入院中介護保険を申請して要支援1となった。

会社との話し合いのもと、退院1か月後に短時間勤務から復職することになった。退院直後に就労支援機関に登録し、面談や模擬的な仕事を通して仕事上の課題を確認した。着替え、通勤、伝票をクリップで留めるような細かい両手作業、PC入力時の左の見落としなどの問題が見つかった。それぞれ対応を検討し、復職前に練習をした。個人情報扱う部署でジョブコーチは入れないとのことで、就労支援機関が職場に電話連絡を取りながら復職準備を進めた。

復職後に就労支援機関が本人に連絡をとって状況を確認したところ、職場の配慮もあり大きな問題なく仕事ができているとのことであった。仕事で同じ姿勢や動きが多いということであったため、ケアマネに相談して、土曜日に介護保険でデイケアを利用し身体面へのケアを行うことにした。



③復職準備

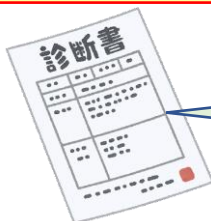
退院後療養期間をとる方、復職期限まで半年以上ある方

- 外来リハビリや自立訓練、就労移行支援事業所などで就労の準備をします。
- 在宅での療養期間が長くなることで、入院中にできていたことができなくなったり、生活リズムが乱れたりすることがありますので注意が必要です。
- 以下の方は自立訓練や就労移行支援事業所も検討されるとよいと思われます。
 - ・本人が症状を認識しておらず、代償手段が使えない
 - ・仕事で何ができるか、何が難しいのかがわからない
 - ・フルタイム就労する集中力や体力がない
 - ・復職が難しく退職になる可能性がある など

R6年度からは、休職中の方も就労移行支援事業所などの障がい福祉サービスが利用しやすくなりました。

自立訓練機関

- ・あいあいセンター (通所のみ、送迎サービスなし)
 - ・福岡県障がい者リハビリテーションセンター (入所、通所、一部送迎あり)
- 就労移行支援事業所
- ・市内に複数あります。クロスジョブ福岡は高次脳機能障がい中心の事業所です。



発症後6か月たらず、精神保健福祉手帳が申請できない場合は、診断書を提出することで自立訓練などの障がい福祉サービスが利用できます。

- ・障がい福祉の就労系サービス(就労継続支援A・B型、就労移行支援、自立訓練)は、介護保険対象でも65歳未満の方は利用でき、介護保険サービスとの併用も可能です。
- ・休職中の方は、職場からも書類を出してもらう必要があります。
- ・自立訓練等の手続きに1~2か月かかるため早めの準備が必要です。退院後しばらくは在宅生活が安定するよう外来リハや訪問リハでご対応いただき、その間に手続きを進める方法もあります。

事例

50代。脳炎後遺症。記憶障がいや注意障がい、病識低下が見られた。会社からは「1年半休職できるので、しっかりリハビリをして戻ってくるように」と言われた。連携室からの紹介で退院前に、本人と妻であいあいセンターを見学。自立訓練を希望されたため、主治医の先生に障がい福祉サービス利用のための診断書を書いてもらって申請をし、退院後に利用できるよう手続きを進めた。退院後あいあいセンターで週2回のグループと個別、自習を組み合わせた訓練を行った。訓練の中で、ミスが多い、忘れやすいなどの気づきが生じ、見直し、メモなどが定着した。毎日出勤できるよう来所頻度を増やすとともに、障害者職業センターで職業評価を受けてもらい、復職後の働き方を検討。会社と話し合い、担当業務の変更などを行って復職をした。復職後は、あいあいセンターで年2回開催する就労グループに参加している。



マンツーマンのリハビリでは障がいへの気づきが難しかった方もグループで他の方と一緒に訓練を行うことで問題に気付かれることが多いです。

④就職準備

発症後に退職になり再就職を希望している方 学生時代など就労していない時の発症で就職を希望している方

○外来訓練や介護保険サービス以外にも、就労に関する機関の利用ができます。

就労に向けての訓練等を行う機関

- ・就労移行支援事業所（市内にたくさんあります）
- ・自立訓練事業所（あいあいセンター、福岡県障がい者リハビリテーションセンター）
- ・福岡県職業能力開発校（北九州市若松区）
- ・国立職業リハビリテーションセンター（埼玉、岡山）

福祉的就労をする機関

- ・就労継続支援A型事業所（最低賃金で週20時間程度仕事をします）
- ・就労継続支援B型事業所（工賃が出ます。働き方はA型よりゆっくりです）

- ・障がい福祉的就労系サービス(就労継続支援A・B型、就労移行支援、自立訓練)は、介護保険対象でも65歳未満の方は利用でき、介護保険サービスとの併用も可能です。
- ・B型事業所は65歳以上の方でも利用できることがあります。
- ・A型事業所を利用する際は、ハローワークへの登録も必要です。

就労の相談や支援をする機関

- ・ハローワークの障害者窓口、福岡障害者職業センター
- ・福岡市障がい者就労支援センター（市内在住のみ）
- ・障害者就業・支援センター（県内に13カ所あります）

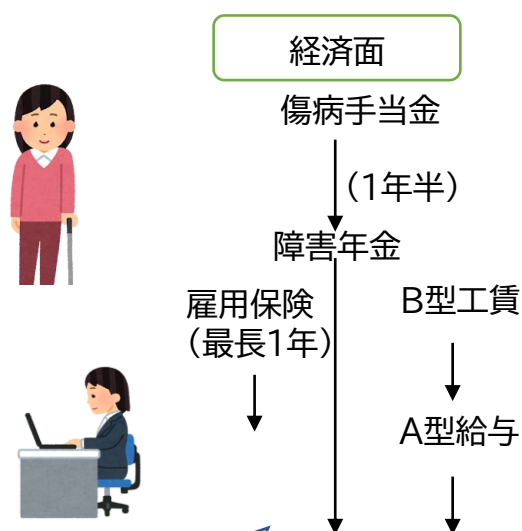
事例

40代、脳出血。右麻痺と運動性の失語症と軽度注意障がいがあった。仕事は入院中に退職となった。

退院後あいあいセンターの身体と失語を中心とした自立訓練を受けた。その間に身体障害者手帳を取得し、障害年金の手続きをした。

1年半後に就労継続支援B型事業所を見学、体験して利用することにした。併せて雇用保険の手続きをした。

B型事業所利用1年後に同法人のA型に移り、9時～16時までの仕事をするようになった。



最初は、福祉的就労への抵抗が大きい方も、ご自身の状況を認識したり、他の方の話を聞かれたりする中で現実的な進路に進まれることがあります。

経済面を考えた進路選択が大切です。障がい者手帳があると雇用保険の受給期間が延長されます。A型を利用すると雇用保険はもらえません。

⑤利用先

入院中に退職となり、今後は仕事は難しいと考えている方
定年後や専業主婦などで元々仕事をしておらず、今後も働くつもりがない方

○その方にあった生きがい、居場所づくりを考えます。

受給者証取得が必要な福祉サービス

- ・就労継続支援B型事業所 送迎がある所もあります。介護保険との併用も可能です。
- ・生活介護事業所 送迎があります。介護保険が使える方は利用できません。

受給者証がなくても利用できる福祉サービス(いずれも送迎はなし)

- ・地域活動支援センター「翼」 高次脳機能障がい に特化した作業や訓練等
- ・地域活動支援センター I 型(各区) 精神障がいの方の交流活動等
- ・障がい者フレンドホーム(各区) 文化教室、リハビリ教室など
- ・さんさんプラザ、クローバープラザ プール、体育館、トレーニングなど

フレンドホームやさんさんプラザの教室の募集は、市政だよりによく掲載されています。

その他

介護保険サービス、医療での訪問リハ、有料のリハ、精神科デイケア
ボランティア、公民館の教室、フィットネスジム、家事、育児、趣味、散歩など

通所通院に自宅で行う活動を組み合わせ、その方に合わせた生活をつくっていきます。

事例

60歳代。脳梗塞。仕事を退職した後の発症。麻痺はなく、記憶や注意障がいがあり、介護保険は要支援1であった。デイサービスに行ったが馴染めず利用を止め、家でゴロゴロする生活になった。社会との接点がないということで妻から相談があった。

本人は仕事への希望はなかったため、地域活動支援センターを利用することにした。その後近くのフレンドホームの陶芸教室に参加することになった。活動性があがり、予定のない日も散歩したり、家事を手伝ったりするようになった。



地域活動支援センターやフレンドホームの利用は、障がい福祉サービスの役所への手続きは必要ありません。

⑥ 単身生活

退院後ひとり暮らしになる方、家族がいても一人の時間が心配な方

○退院前にひとりでの生活を想定したリハビリと支援体制づくりをします。

☆高次脳機能障がいのある方は、スケジュールや環境が整っている病院では問題は目立ちませんが、家庭に戻って生活環境が広がると困りごとが出現する傾向があります。

利用できる福祉サービス(受給者証取得が必要なもの)

- ・自立に向けた入所訓練 福岡県障がい者リハビリテーションセンター
- ・在宅生活への支援 居宅介護、移動支援、短期入所
- ・日中活動 就労継続B型事業所、生活介護事業所等
- ・居住の場 共同生活援助(グループホーム)

障がい者のグループホームは、近年増えています。家賃、食費、光熱費など合わせて6~8万円+自己負担額に設定されている所が多いです。

・障害支援区分によって使えないものもあります。
・居宅介護、生活介護、共同生活援助は介護保険優先です。

その他

介護保険サービス、医療による訪問診療・訪問看護・訪問リハ、配食サービス、成年後見制度、日常生活自立支援事業、有料の安否確認サービス、民生委員など

事例

20代。交通事故による外傷性脳損傷。身体や言語の問題はなく、入院中にADLは自立し、服薬管理もできていた。リハビリではカレーが作れ、屋外歩行が安定していた。本人は障がい者手帳の申請を希望せず、早く退院したいという希望が強く、退院。家族とは疎遠でひとり暮らしに戻った。

すぐにバイト先に戻ったが、以前のように仕事ができず退職になった。カップ麺やコンビニ弁当中心で食生活が乱れ、食後の服薬ができなくなった。外来リハ日以外は一日テレビを見て過ごした。部屋は散らかり、郵便やメールも放置し、必要な返信や入金ができていることがあった。様子を見に来た友人が心配して相談に至った。

相談支援事業所に入ってもらい、障害支援区分2を取り、居宅介護や配食サービス導入した。その後グループホームに移り、就労移行支援事業所を利用することで生活は安定した。



障がい認識が低い方は、支援を拒否されることが多いですが、心配な場合は、生活が安定するまでは支援を受けることを退院の条件とするなどしていただくと安心です。

⑦重症者

常時介護が必要な重度後遺症がある方

○入院入所先を見つけるか、支援を入れて在宅生活ができるような体制をつくります。

障がい福祉サービスの入所先

- ・障がい者支援施設(入所施設)
 - 重い身体障がいの合併がある 身体中心の障がい者支援施設
 - 知的機能全般が大きく低下 知的中心の障がい者支援施設
- ・共同生活援助(グループホーム)

入所施設は出入りが少なく、待機者が多い所がほとんどです。近年重症者が利用できる障がい者グループホームもできてきていますが、まだ少ない状況です。

その他の入院、入所先

- ・ナスバ療護施設(聖マリア病院、交通事故後の遷延性意識障害のみ)
- ・医療や介護保険による入院入所



介護保険以外の在宅サービス

- ・障害福祉サービス 居宅介護、移動支援、重度訪問介護、訪問入浴サービス、短期入所、生活介護事業所
- ・医療 訪問診療、訪問看護、訪問リハ
- ・その他 ナスバの短期入所(交通事故後で該当する人のみ)

事例

30代。低酸素脳症。記憶障がいが重度で10分前のことも覚えていない。ボーっとしており、声掛けがないと動かない。手引きで少し歩けるが、実用的でなく、屋外は車いすを人が押して移動。食事やトイレも介助や声掛けが必要。身体障害者手帳3級、精神保健福祉手帳1級所持。障がい支援区分は5。入院時から基幹相談支援センターに相談して退院後の支援について調整してもらった。

退院後在宅に戻り、両親が介護。医療保険で週2回の訪問リハを導入。障がい福祉サービスでは週3回の生活介護事業所に通所。居宅介護の身体介護を入れて自宅で入浴。移動支援や短期入所も必要時に利用して在宅生活を送っているが、今後両親が高齢になった時を考えて入所も検討している。



⑧65歳以上

65歳以上で高次脳機能障がいがある方

介護保険を中心に支援体制づくりをお願いしています。

障害福祉サービスは、64歳以下の方しか使えないものが多く、使えるサービスも介護保険優先となります。

障がい福祉サービスの通所先は基本的に開始時の年齢が64歳までの方を対象としています。しかし、地域活動支援センターやフレンドホーム、B型事業所など年齢に関係なく、利用できるサービスもあります。

高次脳機能障がい支援センターでは、高次脳機能障がいについての知識や対応の基本は伝えることができますが、実際の支援は病院とケアマネージャーの方にご検討いただくことになります。



○障がい者手帳について

年齢に関係なく申請することができます。しかし介護保険サービスを利用し、障がい福祉サービスや公共交通機関の利用機会がない方の場合、メリットがあまりありません。特に精神保健福祉手帳は2年ごとに更新が必要なこともあり、申請されない方が多いです。

○就労について

60歳以上の方もお仕事を継続することが多くなってきています。しかし、障がいのある方が新規に就職するのは、求人状況や仕事内容などから年齢が高くなるほど難しい状況にあります。また障がい福祉サービスの就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所は65歳以上の方の新規利用はできません。

就労支援機関は年齢に関係なく、ご相談ができます。

就労の相談や支援をする機関

- ・ハローワークの障害者窓口、福岡障害者職業センター
- ・福岡市障がい者就労支援センター（市内在住のみ）
- ・障害者就業・支援センター（県内に13カ所あります）

⑨自動車運転

自動車運転再開について検討している方

脳の病気や脳外傷後に自動車運転再開を希望している際は、診断書を持って運転試験場に行き、判断してもらいます。

公安委員会提出用の診断書は福岡県警のホームページから印刷できます。

「福岡県警察 公安委員会提出用診断書様式」で検索して、「脳卒中(脳梗塞・くも格下出血・一過性脳虚血発作等または脳動脈瘤破裂・脳腫瘍当)関係」のものをお使いください。
*令和4年度に様式が変更になっています。

○身体障がいの問題のみ。高次脳機能障がいの問題はない方

→運転免許試験場の適性検査で運転操作に係る運動能力の評価を行います。
必要な方は、診断書を持参して試験場の適正相談に行ってください。

○高次脳機能障がいがある方

→高次脳機能に関しては試験場では評価はされず、医師が記載した公安委員会提出用の診断書により運転免許の可否が判断されます。必要な方は、診断書を書いてもらう前に医療機関や教習所での評価を行ってください。

*後遺症がほとんどなく、運転に影響がないと医師が判断する方の場合は、試験場に行かず運転を再開することも可能です。但し免許更新時には、5年以内の脳の病気は申告が義務化されているため、その際に診断書を求められることがあります。

産業医科大学医学部 リハビリテーション医学講座のホームページの福岡県安全運転医療連絡協議会の欄に、県内の

・実車教習受入自動車学校
・自動車運転再開に関する相談受入可能医療機関
が掲載されています。

あいあいセンターでの評価を希望される際は、高次脳機能障がい支援センターにお電話をお願いいたします。

☎092-406-2455

あいあいセンターでは、主治医の先生から情報提供をいただくこと、公安委員会に提出する診断書は主治医の先生に書いていただくことを前提に評価をお受けしていません。

⑩ あいあい訓練

あいあいセンターの自立訓練を検討している方

○高次脳機能障がい支援センターが訓練の窓口です。

病院からのご紹介の際は、最初のご相談は病院からいただくと助かります。

☎092-406-2455

○ご本人やご家族に見学をしていただいた上で手続きを開始されることをお勧めします。
ご見学時に手続きについてもご説明いたします。

○障がい者手帳がない方の利用申請には、診断書が必要です。主治医の先生に記載してもらってください。（①障がい福祉をご参照ください。）

○訓練は福祉サービスですが、訓練開始前に当センター医師の診察を受診していただき、ご本人の状態を確認しています。

受診前に以下の診療情報を送っていただきますようお願いいたします。

- ① 診断名と発症時の脳画像所見（または脳画像CD-R）
- ② 病歴（退院時サマリーのコピーなどがかまいません）
- ③ 実施されていればリハビリのサマリーや神経心理学的検査の結果のコピー
- ④ 処方内容

あいあいセンター自立訓練についてよくいただくご質問から

Q 対象は？

A 16歳～64歳の脳障がいによる中途障がい者（片麻痺、失語症、高次脳機能障がいなど）で、退院後に就労や社会参加に向けての訓練が必要な方です。
トイレや食事介助の必要がなく集団参加できる方を対象にしています。
発症から年月が経っていて維持的な訓練を希望の方は対応していません。

Q 在職中の方も利用できますか。

A 休職中の方は利用できますが、会社の同意書等が必要です。既に就労している方は、お住いの市町村の福祉の窓口にご相談ください。

Q 市外の方も利用できますか。

A 利用できます。お住まいの市町村での受給者証発行が必要です。

Q 手帳がなくても利用できますか。

A 高次脳機能障がいがある場合は、手帳がなくても診断書を提出すれば利用できます。

Q 外来訓練や介護保険と併用できますか。

A あいあいセンターでは、障がい福祉サービスの自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行っているため、外来訓練との併用や介護保険の訪問リハやデイサービスとの併用ができます。デイケアとは併用できないことがあります。

Q 送迎がありますか。

A ありません。自力で来ていただく必要があります（家族等の送迎は可能です）。

Q 内容は？

A 月・木曜日に身体障害や失語症の方向きのメニューを、水・金曜日に高次脳機能障がいのメニューを行っています。リハスタッフが対応しますが、PT、OT、STの時間があるわけではなく、グループ訓練と個別訓練に自習や自主トレを組み合わせたスケジュールで実施しています。

Q 訓練の費用は？

A 自己負担は1回800円前後ですが、本人と配偶者の前年度の収入によって、1月の負担額の上限があります。非課税の方は負担額は0円です。お支払いは月単位での振込となります。

Q 手続きが必要ですか。

A 役所に申請をして、調査を受けたり、相談支援事業所（福岡市はケアマネジャーでも可）に計画案を提出してもらったりなどの手続きが必要です。
手続きに1か月以上かかります。（⑩障がい福祉サービスをご参照ください。）

Q 就労支援はしていますか。

A 訓練の中で仕事をする上での課題を見つけ、対応方法を身につけていただきます。
必要に応じて就労支援機関等とも連携しながら、復職・就職準備を進めています。

⑪障がい福祉

障がい福祉サービスの利用を検討している方

- 退院後すぐに利用される際は、1か月前には役所に申請してください。ホームヘルパーや入所を検討される場合は、審査会がありさらに時間がかかりますので、時間の余裕を持つての申請が必要です。
- 高次脳機能障がいのある方(失語、失行、失認を除く)は、障がい者手帳がなくても医師の診断書を提出すれば申請できます。失語だけ、身体障がいだけの方は、先に身障手帳を取らないと申請できません。
- 精神保健福祉手帳は、発症後6か月以降に申請でき、高次脳機能障がいに関わる医師であれば診断書を書くことができます。
- 介護保険サービスと併用できますが、同じ内容のサービスは介護保険が優先となります。
- 障がい福祉サービスの利用についてのご相談は、基幹相談支援センターや役所にしてください。(福岡市内は校区ごとに担当のセンターが決まっています。)

